

『特集の意図』

IPMによる防除施工は一部PCOの間では、以前から実施されていたようにも思われるが、平成20年1月に通知されたねずみ等に関する建築物衛生維持管理要領以後、少なくとも特定建築物においては義務化された。それ以来、多くの課題を抱えながらも、全体的には、徐々にではあるが浸透しつつあるように思われる。

しかし、作業よりも調査を重視しすぎる、調査だけではお金がとれない、手ばかりかかって収益が落ちるなど、現場には不満がうずまいているようにも見える。

この特集では、そのような現場の声を集め、また前後のデータを比較してIPM実施の検証を行い、解決すべき課題などを事例的にとりあげ、今後の進め方を展望することを意図した。読者の参考になれば幸いである。

行政のねらいと動き

社東京都ペストコントロール協会 理事 田中 生男

要 約

ネズミ・害虫防除にIPMの考え方が導入されるまでの背景、また、建築物衛生法にIPM理念が導入された後の国の動き、その後、関係筋にも通知された建築物衛生法の維持管理要領と、大阪府や愛知県で行われたIPM実施後の調査結果などを中心に自治体のIPMに関する動きを紹介した。

1. 国のねらいと動き

1) IPM概念が建築物衛生法に取り込まれるまで
農業関係では早くからIPMによる害虫防除が導入されていたが、衛生動物分野でIPMによる対策が法律に導入されたのは、建築物衛生法が初めてである。もっともそれ以前の一般指導書などにおいては、防除にあたって生息調査を行い、種々の手段を使って防除を実施し、効果判定を行うなどが対策の基本であるといった記述がなされていたが、薬剤の人や環境影響などに関する記述は少なく、また害虫等が疾病に関与することが少なくなっていたという理由などから、簡便で、有効性の高い、効率的な薬剤を中心とした防除方法を指向するという傾向が一段と強くなっていた。

IPM導入に最も大きなきっかけとなったのは、薬剤がもっぱら防除の手段になってしまっていたこと、一方では、時代的な背景から人や環境影響保護活動の高まりを受けて、もう少し使用制限すべきであるという声が強くなったためである。

こうした折、ちょうど建築物衛生法施行30年を迎えて、厚生労働省では時代に合わせた同法の全面的な改訂が検討され、平成15年(2003年)に改正された政省令が施行された。この中でねずみ・害虫分野に関しては、対策に当たって生息調査等の実施義務が盛り込まれるなど、いわゆるIPMの基本となる考え方が示された。

引き続き厚生労働科学研究によって専門家

行政のねらいと動き

による新しい防除体系の研究が実施され、それを受けて、建築物環境衛生管理基準等の検討委員会が設置され、平成20年(2008年)建築物環境衛生維持管理要領が維持管理マニュアルとともに通知され、今日に至っている。

2) 施行後の動き

厚生労働省の中には建築物衛生法以外にも、ねずみ・害虫等の駆除を義務づけた法律は用途別に見れば食品施設、学校、ホテル・旅館、官公庁の建築物などがあるが、いずれも「発生しないように対策を立てる」といった程度の内容にとどまっていた。そこで、このIPM理念を徹底させるために、生活衛生関係六法を所管する部局や医療機関などに対して、建築物衛生法に盛り込まれたIPMの考え方を実施してもらうため通知を出して協力を依頼している。

例えば、平成20年2月26日付けで厚生労働省医政局指導課から各都道府県衛生主管部(局)医務主管課に対し、平成20年1月25日に建築物衛生法の維持管理要領と維持管理マニュアルが通知されたことに伴い、『医療機関は、特定建築物に当たらないため、これらの対象とはならないが、今後の維持管理業務の参考とされるよう、貴管下医療機関の管理者等に対する周知方をよろしく願います』という、維持管理要領を参考にして対策を実施して欲しい旨の事務連絡が出された。

また、平成20年3月25日付けでは、厚生労働省健康局生活衛生課長から、各都道府県衛生主管部(局)長へ、『興行場、クリーニング所、公衆浴場、旅館、理容所及び美容所における衛生管理のうち、ねずみ及び衛生害虫の防除については、人や環境に対する影響を可能な限り少なくするよう配慮する必要があること

から、下記に留意の上周知方と適切な指導方を依頼する』とし、ねずみ等の防除については、『平成20年1月25日通知の建築物の維持についてと維持管理マニュアルを参照すること』とする通知が出されている。

さらに適正な管理が義務づけられている行政が所管する建築物に関して、国土交通省が監修する管理基準となる「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務共通仕様書・同積算基準の解説」等にIPMの考え方を盛り込み解説した。

そのほかにも厚生労働省は、日本ペストコントロール協会や東京都ペストコントロール協会、害虫防除業中央協議会が開催する講習会、日本環境衛生センターが開催する地方自治体を対象にした市町村講習会などに毎年、担当者を派遣し、国の動きの中でIPMの趣旨を徹底させるための講演を行っている。

2. 地方自治体の動き

全体的にIPM体制への動きをみると、通知が行われた直後には迷いがありながらも対応への動きが見られたが、その後は進展しているという状況は見られないように思われる。インターネットで各自治体のホームページにアクセスしても、IPMに関する事項ではほとんどヒットしない。

全国的な傾向はつかめていないが、自治体によっては担当者が専任でない場合もあり、前述の市町村講習会などへ参加して情報を得るという段階にとどまり、本格的な実施までにはもう少し時間がかかるのではないかと考えられる。現実的には保健所などが実施している検査班の動向・考え方が現場に影響を与えるため、その対応が待たれるところである

が、実施すべき内容に関して戸惑いが見られるところも多い。画一的な対応ができない、報告様式をどのようにすればよいのか、あるいは公共施設においては料金算定ができないなどの意見が多い。

ここではこれまでIPMに関連して何らかの報告がある大阪府や愛知県の例を中心に、その動きを探った。

1) 東京などの動き

東京都では平成20年、都庁会議室において、東京都区市町村ねずみ・衛生害虫担当職員及び都保健所環境衛生担当職員を集め、「建築物衛生法の新しい維持管理要領とIPM理念」というテーマで専門家を招き講習会を開催したが、その後、動きが止まっていた。最近になって建築物検査班が参考にする調査報告書をIPM仕様にするための改訂に着手する動きが出ており、東京都ペストコントロール協会がこれに協力する方向で動いている。

他の自治体では東京都で作成されるこのような仕様を参考にしたいという声もいくつかあり、東京都の動きが注目されているが、調査報告書のモデル作成をPCOに求めている自治体もいくつかあると聞く。一方では、報告書様式を自社の売りにしている業者も見られるようで、行政において標準的な報告書のひな形を作成することについても、簡単にはいかないという事情を抱える地域もありそうに思われる。

2) 大阪の動き

大阪府ではこれまでも平成15年の施行規則改正以来、立ち入り検査などの機会にIPM概念の徹底を図ってきたという。さらに今後の推進に向けて基礎資料を得るため、平成21年夏に特定建築物所有者や防除業者等に対してア

ンケート調査を行っている。実際の発生状況、生息調査の実施状況、対策目標の設定、発生源対策や侵入防止対策の実施状況、薬剤散布に対する利用者への周知徹底状況、防除作業後の評価の実施状況などが調査の主な調査内容になっている。

調査の結果はいくつかの情報で知られているように、建築物の所有者側はPCOなど防除者側に比べて認識がかなり低いものであるという。したがって今後、所有者側に重点を置いて周知徹底することが大切であると結論している。具体的には：

- ① 立ち入り検査時に調査結果と今後のアドバイスを行うこと
- ② 今回調査を行っていない施設の防除の取り組み状況の把握と今後のアドバイス
- ③ 所有者向け講習会での周知啓発

をあげている。同時に、他の自治体と同様に、PCO協会の協力に期待して、推進に向けた取り組みを行いたいとしている。

3) 愛知県の動き

愛知県は地方行政の中でも、恐らくIPMに関して最も前向きに取り組んでいるのではないかと思われる。県では大阪府と同様、平成21年、特定建築物および登録業者にアンケート調査を行っている。結果の解析方法には独創性があり、PCM (Project Cycle Management) という方法を取り入れている。この方法は「政府開発援助等の国際協力の分野で広く用いられており、現状における問題を特定の上、問題の原因を分析し、解決策を探りその実行計画を策定する参加型計画手法」だという。

調査の結果は、他の地域と同様にIPMは思うほど普及していなかったが、その理由として、

- ① 知識が普及していない

行政のねらいと動き

② コストが不明瞭

を二大要素としてあぶり出している。

さらに二大要素の解決目的として、知識の普及に関しては、

- ① ビルの所有者に関心を持たせる
- ② 利用者にうまく伝える
- ③ 正しい理解の向上

をあげ、またコストに関しては、

- ① 元請け業者や施主にうまく伝わるようにする
- ② 明瞭な見積もりを得ることが必要

であるとしている。注目すべきはこれら先の解決の手段で、

- ① ビル所有者・利用者向けパンフレットを作成する
- ② 愛称を募集する
- ③ 関係者による推進協議会の設立
- ④ 計画書・報告書の標準化
- ⑤ 認定制度の創設

に着手しているという。これらの解決策はまだ全てが完成されているというわけではないが、現在進行中のものも多く、11月末にはIPM推進協議会の設立総会が予定されている。

愛知県の動きは、EPA主導による各省への担当者の設置、協議会の設立、連邦ビルや学校への積極的な導入、各分野が一堂に会するIPM研究会の開催、優秀組織への表彰制度などを実施しているアメリカの活動と類似し、きわめて前向きな活動と思われる。

3. 望まれる行政の強力な後押し

行政における業務の優先順位、担当者の熱意、建築物側の最近におけるねずみ・害虫問

題に対する受け身の体勢が、IPMが思うように浸透しない原因の一つになっていると思われる。したがってIPMによる対策の実施は、やはり直接それらを担当し、業務として実施することの多いPCOにゆだねられることは致し方ない。しかし、ねずみ・害虫対策の多くが快適環境の確保を主目的として実施される状況になっている今日の日本においては、防除という概念を越えた「管理」という視点が重要であり、このためにはIPMの導入は不可欠であり、まだ、行政からの強力な指導がなければなかなか進展しない状況にある。IPMの基本に据えられる発生調査や侵入予防に対する建築物側の協力を得るためには、今後、行政の後押しがなければPCO側の苦勞だけに終わってしまう恐れがあることを指摘しておきたい。

参考文献

- 平尾素一、田中生男、元木貢(2005)：米国の都市害虫管理対策としてのIPM実態調査。建築物におけるねずみ・害虫等の対策に関する研究：厚生労働科学研究平成16年度総括・分担研究報告書：172-210
- 田中生男ほか(2008)：建築物におけるIPM実践ハンドブック。291pp 中央法規
- 上田理恵(2010)：特定建築物におけるIPMに基づく防除の実態とその推進。平成22年度ねずみ・衛生害虫駆除研究協議会資料：97-104
- 小島正昭(2010)：PCM手法を活用したIPMの普及に係る検討について。平成22年度ねずみ・衛生害虫駆除研究協議会資料：105-111